

北韓社会と女性の生活

金 貴玉
キム キョク

1、北韓の女性問題認識

北韓女性たちはどのように暮らしているのだろうか？彼女らの存在方式と価値観、生の意味などを知るためには、まず北韓社会について理解しなければならない。さらに北韓に対する理解に先立ち、韓半島全体をあわせる理解が必須である。韓半島分断と冷戦は、南北社会に、異なっているが類似した歴史発展過程を形成したし、そのような状況は南北の競争を悪化させつつも、意図せずに互いに似た分断社会を形成してきた。将来、韓半島の未来社会を建設し、女性問題を克服することにおいても、分断と冷戦が作った社会問題を克服することは同時に進行すると言いうる。このような問題意識にそって、韓国社会で女性問題を認識し克服するために、北韓女性についての正しい理解が必要である。さらに韓半島分断を克服するために南北女性はいかなる努力をせねばならないかを考えてみるべきである。このような観点に基づいて、われわれは北韓女性たちがどのように生きてきて、南北すべての女性は、何を志向すべきかを探索しようと思う。

現在、北韓はフェミニズム、または女性学を不必要だと見ている。北韓ではフェミニズムをおおよそマルクス主義的女性解放論と一致させ捉えている傾向を見せる。言い換えればマルクス主義女性解放論は女性解放の核心的な課題として私有財産の撤廃、性別分業の撤廃、家事労働の社会化と同一労働・同一賃金、男女平等の教育を受ける権利と参政権の達成などを設定した。マルクスレーニン主義から出発し「主体思想」の基礎の上に、政治、経済、社会全般を運営している北韓は、女性解放の主要目標と課題をマルクス主義的基調にそって設定し、1970年代になれば、そのような課題をあらまし解決したと主張する。そして精神労働と肉体労働の差異の除去を含めた完全な分業の撤廃は「高い段階の共産主義社会」に至ってこそ可能であると考えた。したがって北韓は共産主義社会に移行できない過渡期社会主義社会で実現可能な女性解放の課題を大部分解決したのであって、このような理由で北韓では女性解放が達成され女性学は必要ないと主張する。

北韓社会の特徴のなかの一つは、社会運動を国家部門で吸収しているという点である。マルクスのように北韓は、市民社会を個人やブルジョア集団の私的欲望が衝突する領域だとして否定的に認識し、新しい社会主義国家では市民社会領域を止揚し国家と社会領域の分離と対立を解消するために国家が社会部門を統合せねばならないと考えた。北韓の女性問題もまた同じである。1945年、日帝からの解放期から、女性問題と課題を国家

領域が統合し制度化させて解決してきた。さらに政治および経済、社会各部門の女性指導者たちや専門家たちは最高人民会議や地方人民委員会などの幹部として国家部門に参加している。

しかし依然として北韓には家父長的、または男性中心的文化の属性が強く残っており、批判の素地がある。さらに北韓が1970年代に女性問題の主要課題を解決したとしても女性解放論も時代や社会によって変化するので北韓の女性解放論も、理論的にも社会的にも根本的な限界や問題を抱えている。

いまから、北韓で女性問題を解決する女性の生活と運動、女性政策、家父長文化の形成原因について概観し南北が共通に置かれている分断現実を女性主義的観点から南北女性がどのように克服し、南北女性の交流を活性化していくのかを見ていくことにする。

2、北韓女性の歴史

北韓は、女性運動史と女性政策の施行の起源を日帝時代へとさかのぼる。日帝時代の女性運動は、その領域が労働運動、農民運動、または社会主義運動であれ、民族問題、民族解放運動と関連しているが、それは北韓の女性運動史を説明するときも同じである。北韓では、日帝時代の女性運動史を「反日婦女会」や「祖国光復会」を中心に説明しているが、このような北韓の歴史叙述は南北統一の道程においてもう少し検討され研究されねばならない限界をもっている。

この章では、北韓の女性運動を4つの時期、すなわち解放期、朝鮮戦争戦後復旧および社会主義建設期、社会主義制度樹立以降の時期、1990年代以降現在までに分け概観することにする。

1) 解放期

この時期の女性運動はもっとも活発で、初めて近代的な女性政策が施行された。日帝からの解放は南北を問わず日帝の植民地的要素と封建制的要素の清算という二重の課題を全民衆に提示した。そのような二重の課題の中に封建制的家父長制の清算も含まれた。北韓は「北朝鮮臨時人民委員会」を結成し、その課題を急速に解決していった。

北韓ではこのような改革を通称して「民主改革」とか「反帝反封建民主主義革命」とよぶ。その内容

には、もっとも代表的なものとして土地改革があり、大規模企業の国有化、文盲根絶運動、建国思想総動員運動などがある。このような変革的措置を断行するための各種法令には男女平等法令も含まれる。このようなプログラムのうち女性の社会的性格を変えた内容を探ってみることにする。

第一に、女性の存在論的性格と位相を変えるのに最も意味のある事件は男女平等権の制定であるだろう。1946年7月30日公布された「北朝鮮男女平等権についての法令(9ヶ条)」と9月14日に公布された法令の「施行細則(29ヶ条)」に平等権は基礎を置いている。「同一労働・同一賃金」の権利、男性と同等な女性の自由結婚権と自由離婚権を持ち、財産相続権と離婚時の財産・土地分配権を制定してある。早婚やミンミョヌリ制度(訳注:将来、嫁にするために、小さい時から同じ家で娘を育てること)、一夫多妻制、公・私娼制度を禁止した。

第二に、現実的に女性の平等権を保障した最初の制度的結果は土地改革としてあらわれた。土地改革当時、成人男女すべてに同じく1点ずつを付与し、離婚時には女性が財産を持っていくようにすることで、家父長に対する依存的・受動的な生活から社会経済的に独立した個体として覚醒させる条件が準備された。

第三に、「文盲根絶運動」と「建国思想総動員運動」などは、女性たちの近代意識形成に重要な役割を果たした。解放直前、全国の文盲率は77.8%に達し、女性の文盲率は90%以上であった。1945年

末に北韓の各道に夜学会が始まり、1946年5月、本格的に「成人学校」で文盲退治運動が開始され、1949年初頭に終了した。さらに建国思想総動員運動では日帝時代の残滓や迷信崇拜や男尊女卑思想がえぐり出されていった。

第四に、「朝鮮民主女性同盟」(以下、女盟)が1945年11月18日創立されるなかで知識人女性のみならず一般女性が初めて大衆社会団体に加入するようになった。女盟員たちは、男女平等権を実現していくのに障害物となる男性や社会団体に対して説得と批判をしつつ自らの力で女性の権利を実現することの先頭に立っし、一般女性たちに女性解放の認識を普及した。

男女平等権法令 (1946. 7.30)

- 第一条 国家、経済、文化、社会、政治生活のあらゆる領域で女性は男と平等権を持つ。
- 第二条 地方主権機関、または最高主権機関の選挙において、女性は男と同等な選挙権と被選挙権を持つ。
- 第三条 女性は男と同等な労働の権利と同一な賃金と社会的保険、および教育の権利を持つ。
- 第四条 女性は男と同様に自由結婚の権利を持つ。結婚する本人の同意なき非自由的で強制的な結婚を禁止する。
- 第五条 結婚生活において夫婦関係が困難で夫婦関係をこれ以上継続できない条件が生じるときには、女性も男と同等の自由離婚の権利を持つ。母性として児童養育費を以前の夫に要求する訴訟権を認め、離婚と児童養育費に関する訴訟は人民裁判所で処理するよう規定する。
- 第六条 結婚年齢は女性満17歳、男性満18歳以上と規定する。
- 第七条 中世期的封建関係の遺習である一夫多妻制と女を妻や妾として売買する女性人権蹂躪の弊害を将来禁止する。公娼、私娼およびキーセン制度(妓生券番一訳注:日帝時代の制度で日本の検番のようなもの、妓生学校)を禁止する。この項に違反する者は法によって処罰する。
- 第八条 女性は男と同等の財産および土地相続権を持ち、離婚するときには財産と土地を分け持つ権利を持つ。
本法令の発布と同時に朝鮮女性の<権利>に関する日本帝国主義の法令と規則を無効とする。

本法令は公布する日から効力を発生する。

2) 朝鮮戦争・戦後復旧期と社会主義建設期

この時期、女性たちは戦争で完全に廃墟になった社会を戦後復旧することに主役として乗り出すようになった。朝鮮戦争直後、北韓にはトラック一台分の女性に男性一人を意味する「トラック対1」という冗談が流行ったという。女性100人あたりの男性の数を示す性比を見れば、日帝時代末期、南部が93.2であったとすれば、工業施設の多かった北部地域は男性がより多く108.3であった。戦後、状況が逆転して北韓では1953年性比が88.3、1956年性比91.6、1960年93.8だった。南韓の場合にも、1953年の性比は97.6、1956年の性比は95.4で女超(女性の多い傾向)を見せていて、「ベビーブーム」の時期を経ながら、1960年になれば100.7で性比上の均衡をなすようになる(統計庁、1997:51)。反面、北韓は長い間、女超社会の特性を見せていて、1990年代になってようやく性比のバランスが取れるようになった。

労働力が足りない産業の各部門で、北韓は女超社会であったので、女性たちが工場を直接動かすとか、農作業を専担していたことは言うまでもなく、これらは過去、女性禁制地帯であったトラックや列車輸送、漁業(船員)、鉱業(鉱夫)にも投入された。

足りない労働力と生産道具による困難を克服するために、1954年から農業をはじめとした中小商工業、手工業が協同化されはじめた。一ヶ月で成し遂げられた土地改革とは違い協同化は個人的・地域的の偏差が大きく、4年が過ぎた1958年になってようやく終わった。協同化は女性と関連した生活を次のように変えた。

第一に、共同所有・共同生産・共同分配という形式で協同農場を運営するようになるやいなや、協同農は家族農体系とは違う社会的関係や家族形態を作るようになった。すなわち「生産の単位=家族単位」だった体系が「生産単位=農場単位」に変わるようになった。家庭は消費の単位に変わりながら個人は家庭より協同農場や工場などの社会、すな

わち集団主義的な影響を受けるようになった。

第二に、女超社会で農業の女性化が進んだ。そのような条件は早期に女性管理者、幹部たちが成長できる基盤を作り出した。ハン・ダルファ協同管理委員長のような人物が1960年代から輩出された。そのような内容が込められている有名な北韓映画として「トラジの花」をあげることができる。

第三に、北韓社会全体としてみれば、1958年8月社会主義制度が樹立されるなかで計画経済を全社会部門へ拡大させることのできる条件を形成し、非農業部門は大部分、国有化され、労働者、事務勤労者は国家から賃金をもらい食糧を配給されるようになった。こうして女性の生計解決の主体は女性自身になった。

3) 社会主義制度樹立以降の時期

1950年代末から1980年に至る時期は、女性の社会的参与が最大に拡大され、女性関連社会保障制度が体系的に樹立された時期である。社会のすべての部門が国営と協同的所有に単純化されるなかで個人の税金が無くなり、教育においては11年制義務教育が実施された。無償治療を内容としている「社会主義予防医学」も広く施行され、各種女性政策が推進された。

北韓は1970年代から本格的に「3大技術革命」を推進し、女性の社会参与を安定化させるために「女性の家事仕事からの解放」という課題を提起しそれを遂行していった。前の時期に始まった「女性の労働階級化」政策を社会全体に広げるための女性福祉制度を体系的に整備して実施した。さらに女性の幹部化とインテリ化も推進した。その結果、1970年代になれば女性労働力が満15歳以上の女性の70%を占めるようになる。より具体的な女性関連政策を見れば次のようだ。

まず全国的に託児所および幼稚園が建設された。1947年、託児所設立についての規則が制定されて以来、託児所および幼稚園は粘り強く増設され、

1987年ごろには3万8千あまりの託児所および幼稚園に2百万人以上が収容されることでもって、満0歳から満5歳まで嬰兒・乳児の80%ほどを収容することができた。

さらに母性保護制度が樹立された。一般女性についての月一回の有給生理休暇制が認定されており、妊産婦に対しては軽い業務に配置する措置と、時間外労働、夜間労働禁止措置を取っている。さらに妊産婦に毎月一回の健康診断、出産が近づけば15日に一回、一週間に一回ずつ、定期的に無料診療を実施している。出産する場合、ピョンヤン産院やその他の産院で無料で出産することができるとして職場女性の場合、1986年からは産前60日、産後90日、合わせて150日の100%有給出産休暇（以前は産前産後77日有給出産休暇）を実施している（リ・ギョンヘ、1990）。また職場の母親に授乳時間を与え、授乳時間は生後1年以下の乳児を持つ母親の場合、午前・午後各2回、各30分ずつ、一年以上の乳児を持つ母親の場合、午前午後各一回、各30分ずつ割り当てられている。農村にあつては1985年から社会福祉政策が都市労働者、事務員と同一に施行されはじめた。

さらに女性の「家事ごとからの解放」のため「家事の社会化」政策を推進し1950年代後半から各種の衣服工場と生活必需品工場、共同洗濯所、共同食堂を運営し、家庭用冷凍庫と電気釜などの台所用品を供給していった（リ・ギョンヘ、1990）。以降、ご飯工場や副食工場、みそ工場、しょうゆ工場などが全国的に設立された。

4) 1990年代 苦難の行軍期と最近の時期

1990年代以降、最近まで、北韓は政権樹立以降、一大危機を迎えた。1990年代危機の時期を北韓は「苦難の行軍」期とよぶが、これは1994年7月、金日成主席の逝去と3年連続の大洪水で始まり、1998年に入るなかで終わった。このような経済難は1980年代末、1990年代初めの社会主義国家の没

落によって加速された。1990年代中盤、食糧難とエネルギー危機を含めた経済危機は暫時、党的指揮体系を弱体化させ、社会組織力さえ弱体化させた。そのなかで女性の生活も疲弊し、女性政策自体は廃止されなかったが、事実上、色あせていった。

1998年「強性大国」を宣言した北韓は、経済をよみがえらせ、米国との関係を正常化しようと考えた。2000年6・15南北共同宣言を前後して「実利社会主義」路線を採り、特区モデルの経済改革措置や2002年「7・1经济管理改善措置」を取り、市場原理を導入するなど一連の改革措置を取っている。しかし米国の世界覇権戦略にともない北韓の経済再生は平坦であるとは限らないと展望される。

2004年7月末、468人の大量入国北韓離脱住民たちのなかの70%以上が女性であるという事実からも、経済難が女性にとって、よりいっそう残酷であったことを推測させる。最近、北韓で製作されたテレビドラマや映画にもこのような実情が反映されているが、「春を待つ娘たち」という映画でも、エネルギー危機の実状をうかがい知ることができる。このような大衆メディアで目に付く点は、女性を主人公にして克服過程を描いていることだ。

まず経済難が女性の生活に及ぼした影響を明らかにすることにしよう。

第一に、総体的経済危機で工場稼働率が2～30%水準に落ち込むや、食糧供給が難しくなり、1995年からは正常な食糧供給自体がほとんどできなかった。食料配給がだめになるや、食糧や生活必需品を求めるために職場に縛られている男性に比べて相対的に自由な女性たちと家庭の主婦たちが個人の自宅農園を作り市場に出して売るとか、外貨稼ぎ、中国との国境密貿易を通じて、食糧や生活必需品を求めて出歩くことが増えた。

第二に、女性たちが食糧を探して歩き回ることが増える中で、ひどい場合には一部で家族解体の様相が発生した。苦難の行軍がもたらした家族解体、家族貧困化の問題のなかに「コッチェビ（訳注：北韓版ストリートチルドレン）」のような児童遺棄問題と

「売られゆく脱北女性」のような性売買問題、脱北者のうち女性の比率急増のような問題が含まれている。

第三に、家庭の主婦たちが、生計問題について夫たちよりもよりいっそう多く神経を使わねばならなかったため、女盟や「人民班」のような社会活動を怠けることになり、社会組織上の緩み現象が深化した。

北韓では経済難の時期、公式的には「家庭へ！」政策がとられなかったが、事実上、多くの社会活動をしていた女性たちが食糧や生活必需品などを探すために職場や社会を離れることのできる道が開かれていた。女性たちは「朝中国境」を出たり入ったりしながら国境密貿易をすることもあつし、間違えば人身売買団に売られ性売買業へ流れ込んだり、朝鮮族や漢族の男性たちに強制婚をさせられる事例まである。実際に経済難を克服することに女性の役割はこれまでのどの時期よりも大きかったといえる。さらにこのような条件とともに入国仲介斡旋業者たちの役割が加わることによって、1990年代中盤、以前はまれだった女性脱北者や家族脱北者の数や比率が高まった。

北韓ではこのような経済難や全般的な社会問題を克服するのに、女性の役割を強調している。

第一に、女性たちの組織生活をより強調している。特に女盟が中心になりそのような問題を解決して組織を整備するために女性たちに対する「政治思想的な教養」を強化し、芸術小組活動や共同内職のような経済活動に力を注いでいる。

第二に、これとともに「家庭の革命化」をいっそう強調している。すなわち女性の革命化は家庭の革命化と同時に進められると見ているのだ。このために1961年から女盟では「オモニ学校」を設立し、女性の思想意識改革事業を推進してきたが、最近、家庭の革命化政策に拍車をかけ夫婦や嫁・姑が、いっしょに政治思想学習をする気風を奮い立たせている。

第三に、北韓では多産奨励策を実施し、「母性英雄」賞を拡大している。1990年代、人口の絶対的規模が減少しながら、人口成長は北韓の未来を左右する主要要因になった。1980～90年代、男女の平均婚姻年齢は、男30.1歳、女27.8歳から、2000年代に入って男27.3歳、女24.8歳に下向移動した。このような現実により、1990年代の一大経済危機状況で、公式的ではないとしても事実上、女性たちは食糧および生活必需品購入や結婚、および出産・養育とともに職場から追い出されることで、「家庭へ！」現象が蔓延していたと見られる。

母性英雄

多産奨励政策を意味する北韓の言葉である（「朝鮮女性」1999.1）。多産奨励のために母性英雄制度を樹立したというが、3つ子を産んだ女性に金正日国防委員長は銀粧刃と金の指輪を贈ってやることもあり、多くの社会の恵沢を与えているというような話はよく報道されている。母性保護制度としては産後1年までの産婦と4歳以下の子供に白米を優先配給して米粉を配給し、一世帯にきょうだい3人以上の子供に対しては託児所で優先的に預けられるようにし、子供用品、学用品費の50%以上を国家が補償し、4人以上育てる女性に特別補助金を支給した（「朝鮮女性」2000.1）。

第四に、女性たちはかつては最小限に存在していた「農民市場」や「チャンマダン（訳注：市場の意）」のような第2部門の経済領域の主役として浮上した。他の社会主義国家と違い、北韓では「農民市場」または「チャンマダン」を国家管理下におき、農民や一般住民たちの私的欲望を最小限度に充足させてきた。ところで1990年代以降、この部門が急成長するようになり、食糧の大部分も農民市場へ流れ込むようになるなかで、計画経済がこれを統制することのできない状況になった。2002年7.1経済管理改善措置を取り、食糧価格と賃金を現実化させて2003年には農民市場を「総合市場」という形態へ統廃合し国家の統制下に私的領域を置いている。北韓女性たちはこのような私的領域でたくさん活動しながら家庭経済に責任をとることの先頭に立っている。

3、北韓女性の現実

北韓では女性をよく「花」とよぶ。南韓では女性を「花」と呼べば、女性卑下発言として、個人女性や団体が問題提起するだろう。しかし北韓では女性を、家庭の花、国の花、革命の花と考える傾向がある。「花」概念をめぐる南北間の大きな差異がある。北韓の花として北韓女性がどのように存在しているのかを、家庭、社会、政治、経済活動などに分けて、見てみようと思う。

1) 北韓の家庭生活と性文化

北韓は家庭を社会的基礎単位として認識している。北韓の家庭生活は1990年制定された「社会主義家族法」に基礎をおいて作り上げられてきた。しかしその根幹は1946年男女平等権法令に由来する。男女平等権法は、家族秩序を規定し、1950年代後半になれば「朝鮮家族法」といって家族制度の基礎を準備した（チョ・イルホ、1958）。

北韓家族制度の特徴は次のようだ（法院行政処、1998）。まず第一に、1946年以降、戸主制が撤廃されたことが北韓家族制度でもっとも重要な特徴である。

第二に、「公民は自由結婚の権利を持つ」（8条）とし、自由結婚権を保障している。社会的慣習により、北韓にも1980年代から本格的に自由恋愛風習が広がり、自由な男女交際を奨励している。しかし重婚は禁じている。

第三に、北韓は結婚年齢を「男18歳、女17歳」（9条）と定めているが、成年年齢が満17歳なので父母の同意は必要ないかわり、早婚は禁じている。

第四に、離婚は裁判によってのみ可能である。1956年以前には協議離婚を許容していたが家族法に司法的性格が消える中で裁判離婚だけを許容している。

第五に、北韓もまた父姓追従の原則を固守して「子女は父の姓を名乗る」（26条）と規定していたし、

そうできない場合、母の姓を名乗ると規定している。南韓との違いは継父母と継親子の関係(29条)にあって継父と継母の双方を同等と見ている点だ。

第六に、北韓家族法は父母子息間に「孝」と扶養の意味を強調し義務を守らない場合、法的制裁が課せられる。

北韓には公式に性売買がないかわりに、それなりの性文化を持っている。自由恋愛と自由結婚—自由離婚留保—を許容すると、婚前妊娠もときどきあり、未婚の母もいる。しかし恋愛をすればたいてい結婚するのが当然視されている。さらに嫁・姑対立や夫婦の対立もときどき報道されるが、集団主義社会を強調する北韓では家庭内のめごとにも隣人民裁判所や同じ女盟員たちがめごとを解決するのに介入しする(金貴玉 他、2000)。

北韓社会の特性上、夫婦間暴力があるときには、誰が誰を殴ったのかという結果に関心を持つよりは、なぜ殴ったのかという動機を重視する傾向をみせる。

家事労働において協業はあるがたいてい女性のしごと—主に台所仕事—と男性のしごと、主に台所以外のしごと—が分けられている。家庭内の性別分業は夫婦のみでなく子供たちにも当然視される傾向をみせる(金貴玉 他、2000)。妻が出張するときは夫が家事労働をしもするが、一般的な現象ではない。夫の家事手伝いが最近になって広がっているが、主に若い世代を中心におこっている。

2) 女性の社会的活動と朝鮮民主女性同盟

北韓のような集団主義社会では、すべての人が社会団体に所属し、社会活動は社会団体を媒介にしてなされる。北韓女性の代表的な女性団体は、朝鮮民主女性同盟(女盟)である。1945年11月18日「北朝鮮民主女性同盟」が創立され、1951年1月に「南北朝鮮女性同盟」合同中央委員会で「朝鮮民主女性同盟」(初代委員長パクチョンエ、2004年現在パクスニ)に統合改称された。

女盟は他の勤労団体のように党と国家を一般女性

とつなぐ連結リングである。創立当時には植民地的残滓と封建的残滓の清算、各種人民政権機関の建設、社会主義的改造などの過程では闘争的性格が強かったが、1950年代後半以降には、社会的課題を解決する過程で政治思想的教育の場として性格が変わった。より具体的な女盟の任務は①社会主義生活様式確立②女性たちの思想革命を強化し女性たちの革命化・労働階級化事業の推進③共産主義教養強化④千里馬作業班運動⑤後世に対する教育強化⑥人民軍援護事業の強化などと規定されている。

女盟機構は中央から末端に至るまで行政的単位で構成されており、班・里・郡・道・中央に女性同盟委員会が構成されている。中央部署として組織部、地方指導部、宣伝煽動部、児童教養部、生活文化部、労働女性部、統制部などを置いている。会員(盟員)数は1970年代まで270万人以上を数えたが、1980年代後半以来2002年現在、約120万人以上に達する。機関紙として「勤労女性」と機関誌「朝鮮女性」を発刊している。

女盟の他の女性団体があるが、女盟の外郭組織としての性格を帯びている。「アジア女性たちと連帯する朝鮮女性協会」や、日本軍「慰安婦」問題のような特別テーマと関連した団体として「従軍慰安婦および太平洋戦争被害者補償対策委員会」などがある。現在、北韓には、党・国家から自律的な第2の女性利益団体が生まれる可能性は希薄に見える。

一方、女性が主に活動しているもう一つの社会基礎組織としては「人民班」をあげることができる。地域的特性によって差はあるが、20～30世帯が一つの人民班になるのだが、人民班は相互扶助と統制の役割をする。ある家の父母が出張する場合、子供を見てやるとか地域動員にも人民班が中心になって動く。

3) 北韓女性の経済活動

北韓では、働けるのならすべての人が皆働くというのが常識であり、労働政策である。まず北韓で働く女性の規模や職種を次の表を通じて見てみよう。

2000年代になって北韓女性の経済活動人口は全体経済活動人口の50%に達するというが、具体的な統計は発表されておらず、1993年末、北韓が国連に報告した資料に依存するほか無い。この資料によれば、女性就業者数は約544万人余りである。全体経済活動参与率（事実上、就業率）の49%に達し、15歳以上の女性たちのなかで経済活動参与率は約70%に達する。

<表1> 1993年末 労働力職業分布と女性労働力比率

産業	男 (人)	女 (人)	男+女 (人)	男性 %	女性 %	女性労働 力分布 %
農業	1718021	1663909	3381930	30.7	49.2	30.0
工業	1821658	2196674	4118332	37.4	53.3	39.4
建設・ 地質	352124	112242	464366	4.2	24.2	2.0
運輸・ 通信	285321	117156	402477	3.7	29.1	2.0
商業・ 流通	161097	347533	508630	4.6	68.3	6.2
教育・ 文化保健	339459	50418	843647	7.7	59.8	9.6
その他	784171	501289	1285460	11.7	40.0	9.0
合計	5561851	5442991	11004842	100.0	49.5	100.0

資料：北韓が国連に送る資料

女性就業率が女性全体の70%に達するようになったのは、北韓の女性労働階級化政策に起因している。女性労働階級化政策は、1958年「人民経済の各部門に女性をより引き入れることについて」を発表する中で画期的な転換点を迎えることになり、1960、70年代の経済計画に従って本格的に推進された。特に1970年代の3大技術革命の推進は女性労働力の需要を切実に要求した。1978年4月に発表された「社会主義労働法」は女性労働者が社会的労働に参加することができるように、あらゆる

条件を保障し職場に出て行けない家庭婦人と街頭女性たちには家内作業班と家内協同組合を通じて働けるようにした。

彼女らが働く分野は農業から工業、建設、地質、教育、文化保健など多様であり、特に農業と工業分野に多く従事している。北韓男性と比較して女性が多く従事している分野は工業—主に軽工業分野—、商業および流通、教育・文化保健分野だ。

北韓では1946年いらい、「同一労働・同一賃金」制にしたがって同じ部門、同じ職級であれば同じ賃金を受け取ることを原則としている。しかし北韓女性たちの70%程度が働いている軽工業部門や80%ほどが働いている2002年9月以前まで「人民学校」だった小学校の場合には重工業部門や大学教員の賃金より低いほうだ。（訳注：この一文は、%が合わないと思いますが、原文のままです）言い換えれば男女間には一定度の水平的分業が存在していることを確認できる。

4) 北韓女性の政治活動

北韓女性たちの政治活動において、目立っている分野は立法機構である最高人民会議と、道、市、郡人民会議分野である。2003年第11期代議員選挙の結果で性別構成についての言及がないことから推し量って、去る10期や9期最高人民会議代議員での性別構成と大きく違わないものと推測される。女性代議員は全体687人の20.1%に該当する138人である。代議員は専門職業政治家であるというよりはたいてい現場の専門家、努力英雄として自分の分野で長い間実力を蓄えてきた職能職の代表女性たちである。特に最高人民会議の実質的な権限をもっている常任委員会（前・常設会議）で女性委員の割合は8期15人中、3人（20%）、9期15人中、3人（20%）、10期現在17人中2名（11.8%）を占めている。さらに道、市、郡人民委員会選挙で女性委員が占めている割合は1期選挙があった1947年から13%を超えた（リ・ギョンへ、1990：71）。

さらに社会主義諸国家が伝統的に「生産場」内直接民主主義を強調してきた。その結果、女性が多い職場では女性幹部の割合が高いと知られている。さらに女性技術家（技師級）、専門家を含むインテリの割合が約40%に達しており社会生活で女

性の発言権が強いものと評価される。さらに協同農場管理委員長も女性になる場合が多く1992年現在、道の農業管理委員長はすべて女性で構成されているほど地方政府レベルでは女性幹部の割合が高い(ソ・グアンヒ、1991:426)。完全な両性平等を目標に置いてみれば、このような女性の参加率は高くない。しかし現実的に多くの国を比較するとき、北韓女性の政治参加率が低くないというのが総評である。

しかし北韓女性の経済活動や政治活動参加率が相当に高く、性売買が完全に消滅したにも関わらず、北韓に男性中心の文化が消えないのはなぜだろうか？

4. 北韓の家父長文化の特徴と形成原因

南韓女性たちの「花」概念に対する拒否感にくらべ、北韓での肯定的な「花」概念は南北女性の違いだけではなく南北社会の違いも含んでいる。北韓には性売買業や性の商品化現象がなく、経済的・政治社会的に女性の地位が高く、男女平等指数も相当に高いほうだという点から肯定的な意味で「花」が位置づけられている。最近、南韓を訪問しブームを巻き起こすほど人気のあった「美女応援団」は、はっきりと南韓マスコミの扇情的な報道態度の結果である。にもかかわらず応援団を若い女性で埋めることでもって南側のマスコミのあのような反応を結果したことには北側の女性に対する視線が下敷きにされていることを座視するのはむづかしい。つまり生活世界全般的に男性中心的態度や家父長文化は北韓社会の特性にまで数えられるくらいに否定的な「花」イメージもはっきりと残っている。そのような女性性を固着させている「花」概念が生産・再生産されているのは北韓に家父長文化が生活文化として残っているからだ。その原因はなんだろうか？

まず北韓式家父長的文化の特徴は、北韓の家父長的指導者像に集約される。北韓ではいわゆる「白

頭三將軍」のなかの一人として金貞淑を数える。金貞淑が母のイメージを代表するならば、金日成は「朝鮮民族」の「親」であり、国家の最高指導者を象徴する。「社会政治的生命体」を特徴にする北韓社会では首領・金日成を中央に置き、同心円構造で、首領一党一大衆が「一つの体、一つの心」を成していると説明する。それで金貞淑は、抗日武装闘争で女性戦士でありながら同時に首領の補佐であり、後継者である金正日の母として意味をもち、最高指導者の影のように存在する。

このような金貞淑についてのイメージは社会的女性イメージと一致している。言い換えれば北韓の女性に対する典型的なイメージは次のようだ。

女性は家庭の主婦であり、すべての家庭に健全で睦まじい雰囲気がいっぱい溢れるようにする花である。老いた両親が余生を豊かに送れるようによく世話をするのも女性たちであり、夫が革命事業をうまくやるように積極的に助けてやるのも、妻であり革命同志である女性である。息子や娘を産み育てるのも女性たちであり、彼らを革命偉業の頼もしい後継者として準備させるいちばんの教育者も女性である。(「朝鮮女性」1999.3)。

金貞淑が「革命的オモニ像」、北韓式母性性の化身として描写されている雰囲気からは、制度的に男女差別が撤廃されたとしても、女性を副次的なものとみて男性中心的意識や家父長文化を助長させる。

第二に、十分に男女平等でありえない制度もまた家父長文化を助長する原因として残っている。北韓では1946年男女平等権法令や以降の憲法、労働法など大部分の法条項で男女差別条項を撤廃した。しかし男性を中心に姓を継承するようになっていとか、過去、食糧配給や副食配給を「世帯主」である夫を中心に支給したことも男性優越意識を助長させる。

第三に、母性保護制度および女性についての社

会保障制度もまた家父長意識を助長する、意図しない結果を生んだ。母性保護および女性についての社会保障制度は社会全体の相互扶助の原理下に作り上げられているが相対的に多くの男性の物的負担がともなうという現実的問題によって、女性に「優待制」を実施しているという意識が蔓延している。そのような条件によって女性は家庭や社会で二重労働をするようになり北韓式スーパーウーマン・コンプレックスを持たせられる。このような諸問題が家父長文化を固着化させる原因としても作用する。

第四に、北韓社会の特徴である「伝統」を強調する「ウリ式社会主義」もまた家父長文化を温存する役割を果たしている。ウリ式社会主義を特徴づけるいろいろな要素のなかで「社会主義的民族文化」、

すなわち「民族的形式に社会主義的内容」を重視する北韓文化によって伝統が重視される。すなわち忠孝思想や社会主義的先輩優待思想、女性らしさなどが強調されている。

第五に、朝鮮戦争以来、最近まで、北韓は「女超社会」であった。戦時に軍人が 80 万人以上戦死し、1949 年 10 万人程度の軍隊が戦後 50 万人に急増し、20-30 歳の若い男性が希少となる現象が現れた。長い女超社会では以上の要因と結合して男性優越意識を自然に内面化させたと見られる。

北韓は制度的水準では、両性平等的条件を備えてきたにもかかわらず、文化的水準では分断がকাশ出した人口学的条件と北韓の政治社会的特性が結合しながら家父長的文化が強く残っている。

5. 南北女性の分断社会克服のための努

現在、北韓女性はさまざまな課題を抱えている。何よりもまず北韓の経済回生が第一の課題である。経済が生き返ってようやく 1970-80 年代北韓女性たちが享受していた女性に対する社会保障制度が正常作動できて女性たちも安定して社会活動をすることができる。

第二に、北韓では女性が家庭から解放されるための条件として「家事の社会化」を主張してきた。しかし家事の社会化は経済力が高まれば拡大されるとしてもすべての家事労働を社会化するには限界がある。したがって北韓では家事の男女および家族構成員協業運動が全面的に起きなくてはならない。

第三に、女性の意思決定参加の幅が拡大され、質が高められねばならない。国家が社会的課題を一定の水準で、一方では受容し、また一方では統制しながら女性の社会進出が数的には確保されてきたが、意思決定過程で参加度は落ちるものと判断される。最高人民会議の代議員で女性が占めている割合は 20%程度であり相当に高いほうである。しかし実質的な権限をもっている常任委員会で女性委員の割合は 8 期 15 人中 3 人 (20%)、9 期 15 人中 3 人 (20%)、10 期 17 人中 2 人 (11.8%) で、最高意思決定過程で女性の参加率は高くない方であり、党の場合にはより劣悪である。最高意思決定過程で女性の参加率がより高められねばならない。

第四に、これとともに北韓女性の運動意識は 1940-50 年代に比べ後退したと見られる。社会的解放は主体意識が確立していない限り、保障されない。さらに両性平等の課題は固定されていたり、必ずしも経済的水準に比例しない。北韓は、かつて先進的な女性政策を採ってきたが国家主導で女性政策が行われることでもって女性の自律性領域が萎縮した。その結果、北韓の経済的危機状況で、女性政策も後退を経るほかはなかった。女性の主体性回復と女性意識の自覚こそ、女性平等社会を早めることができる。

最後に、南北分断は 60 年のあいだ、分断費用を支出するよう強要してきたし、南北社会すべてに軍事主

義を拡大してきた。そのような条件は南北社会すべてに家父長的文化を拡大再生産して来て、両性平等の条件を狭くさせ、両性平等文化を抑圧してきた。統一論議にも事実はジェンダーブラインド的要素が強い。韓半島平和と統一を準備して平和統一の展望を提示することにおいて、女性主義的観点が定立されねばならない必要がある。南北女性が韓半島平和統一の問題に介入することでもって平和統一の過程で、両性平等の社会を主張し保障されることができうる。さらに軍備削減を女性や少数者のための平和の費用として転用することができる。このような関心と呼び起こすためには、いま南北女性の対話と交流が位置づけられねばならない。

南北の女性たちが中心になり統一の道を開いた大切な交流経験がある。1991年から1993年まで4回行われた進歩的教会女性団体と韓国女性団体連合が中心になった「アジアの平和と女性の役割」が名実ともに備わった南北女性交流の元祖だといえる。さらに2002年10月には分断以来、大規模の南北海外女性が一か所に集まる「南北女性統一大会」が開催されたこともある。とくに1991年の対話と交流は、女性民間人が主導した点や、南北当局間対話が小康状態に陥っていた1993年にも持続されたという点で歴史的意味を持っている。将来、平和統一の道で各界各層の南北女性たちがより多様な活動をするようになるだろう。そのためには、南北女性が共通の課題として抱えている問題から接近する。すなわち、南北女性が共通して置かれている問題のうち、現在もっとも至急な懸案問題の一つとして、韓半島平和定着と軍備縮小、および女性福祉の問題を設定することができるのではないかと思う。さらに女性の社会活動を活性化させることのできる方法を南北がともに探ってゆき、統一論議構造にも南北女性がともに参加せねばならない。

いまや統一は過去へ回帰するのではなく、新しい韓半島社会文化共同体を作る過程である。統一の道に、女性主流化を実現するためには南北女性の交流と親善、相互理解に基づいた女性主義的統一観の定立が急がれている。

<参考文献>

一大韓民国 文献

- 金貴玉ほか。2000。「北韓女性はどのように暮らしているのだろうか」タンデ。
- 金貴玉。2003。「統一過程での女性の役割と南北女性交流の課題:2002年南北女性統一大会を中心に」。『女性と平和』第3号
- 法院行政処。1998。『北韓の家族法』法院行政処。
- ソン・ボンスク、イ・ギョンスク、キム・エシル。1991。『北韓の女性生活』ナナム出版。
- 女性韓国社会研究所。2001。『北韓女性の暮らしと夢』。社会文化研究所(2001)
- オ・ユソク。2001。「北韓社会主義体制の家父長制」。『経済と社会』春号
- ユン・ミリャン。1991。『北韓の女性政策』。ハヌル。
- イ・ベヨンほか。1999。『わが国の女性たちはどのように生きたのか2』。青年社。
- イ・ヒャンギョ。2000。『北韓社会主義普通教育の形成 1945-1950』。ソウル大学校大学院 教育学科教育学専攻 博士学位論文。

韓国女性開発院。2000。「女性統計年報」。韓国女性開発院。

韓国女性開発院。1992。「北韓女性の地位に関する研究—女性関連法および政策を中心に—」。韓国女性開発院。

—朝鮮民主主義人民共和国 文献

リ・ギョンヘ。1990。『女性問題解決経験』。ピョンヤン：社会科学出版社。

ソ・グァンヒ。1992。『農業戦線の陣頭に立つて』。ピョンヤン：社会科学出版社。

ソン・チョヌ。1986。『社会生活の民主化経験』。ピョンヤン：社会科学出版社。

チョ・イルホ。1958。「朝鮮家族法」。ピョンヤン：教育図書出版社。

【永谷ゆき子 訳】